

令和 5 年 12 月

江南市議会建設産業委員会会議録

12月13日

江南市議会建設産業委員会会議録

---

令和5年12月13日〔水曜日〕午前9時30分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第76号 江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第77号 江南市都市公園条例の一部改正について

議案第78号 江南市災害派遣手当等に関する条例の一部改正について

議案第79号 江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第87号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

第3条 繰越明許費の補正

議案第89号 令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第91号 令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第92号 令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

行政視察報告書について

行政視察について

常任委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（7名）

委員長 大藪豊数君 副委員長 須賀博昭君

委員 掛布まち子君 委員 尾関昭君

委員 東猴史紘君 委員 片山裕之君

委員 石原資泰君

欠席委員（0名）

委員外議員（9名）

議長	宮地友治君	議員	堀元君
議員	津田貴史君	議員	三輪陽子君
議員	牧野行洋君	議員	野下達哉君
議員	岡地清仁君	議員	長尾光春君
議員	中野裕二君		

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長兼議事課長	石黒稔通君	副主任	前田昌彦君
主任	岩田智史君	主任	大池健之君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
経済環境部長	平野勝庸君
都市整備部長兼危機管理監	野田憲一君
水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長	古田義幸君
商工観光課長	石川晶崇君
商工観光課主幹	駒田直人君
商工観光課副主任	八橋直純君
農政課長	夫馬靖幸君
環境課長	相京政樹君
環境課主幹	前田茂貴君
環境課副主任	近藤祥之君
都市計画課長	伊藤達也君

都市計画課主幹	加 藤 考 訓 君
都市計画課副主幹	磯 部 将 人 君
都市計画課副主幹	小 島 宏 征 君
都市整備課長	鵜 飼 篤 市 君
都市整備課副主幹	山 本 健太郎 君
都市整備課副主幹	長谷川 悟 君
土木課長	堀 尾 道 正 君
土木課主幹	小 池 浩 司 君
土木課副主幹	柴 垣 伸 道 君
建築課長	可 児 孝 之 君
建築課副主幹	都 築 尚 樹 君
防災安全課長兼防災センター所長	菱 川 秀 之 君
防災安全課主幹	大 矢 幸 弘 君
防災安全課副主幹	瀬 川 雅 貴 君
水道部下水道課長	酒 匂 智 宏 君
水道部下水道課主幹	今 枝 寛 君

○委員長　それでは、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

どうも皆様、おはようございます。

今、ニュースが飛び込んできましたね。プリゴジン氏が亡くなられて、いよいよ今度はアレクセイ・ナワリヌイ氏も何か行方不明だということで、世界の情勢というのは、本当に恐ろしい情勢がどんどん続いていくのかなあとという中で、国内においては国会のほうも随分紛糾しているようです。

本当に思ったのが、国会のほうでいろいろ紛糾しているんですけども、何か地方議会のほうが非常に真面目にやっているのに上は何をやっておるんだという、そんな気持ちで非常に昨日のニュースとか、今日もそうですけど、少し憤慨をしておりますけれども。

改めまして、今回の議題においては、議案第79号 江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてなどをはじめとしまして、地域の発展や、そして住民の利便性に直結する大変重要な案件事項が多く含まれております。

私たちの責務、これは、これらの課題に真摯に向き合い、そして江南市の健全な発展と地域社会の繁栄を支えることにあると私は考えております。皆様の御協力と知恵を頼りに効果的な対策や提案などを検討してまいりたいと願っております。議事が円滑に、そして進展し、有益な成果が得られるよう努めてまいりたいと思いますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。以上で私の挨拶とさせていただきます。

それでは、市長から挨拶をお願いいたします。

○市長　皆さん、おはようございます。

去る11月30日に12月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長　それでは、市長はこの後、公務がございますので、退席ということとでよろしくお願ひします。ありがとうございました。

本日の日程ですが、付託されております議案第76号 江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてをはじめ8議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、当委員会への傍聴の申出がございました。

傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　御意見もないようですので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。お願ひします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願ひし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

---

議案第76号 江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第76号 江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、議案第76号につきまして御説明させていただきますので、議案書の33ページをお願いいたします。

令和5年議案第76号 江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、34ページには、江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

参考といたしまして、35ページには、江南市曼陀羅寺公園及び久昌寺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより審査を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 本会議場でもありましたように、今までの物品の販売、募金を禁止行為から制限行為に変えるという、その内容は理解するわけですが、久昌寺公園というのは、すぐこの後の次の議案第77号の附則の中で、久昌寺公園じゃなくて久昌寺跡公園に改正するというのがすぐ後の議案にあるわけなんですけれども、その前に久昌寺公園と曼陀羅寺公園の設管条例の一部改正というのがそのまま出ているというのは、ちょっと意味が分からないので、一体どういう建てつけになっているのか、説明をしていただきたいと思います。

○都市計画課長 こちらにつきましては、次の議案第77号の都市公園の条例に、こちらのほうで久昌寺公園を久昌寺跡公園という形で都市公園の一部にさせていただくものでございます。

その前の段階で曼陀羅寺公園と久昌寺公園の条例のほうで含まれておりま

すので、こちらのほうで禁止行為から制限行為に変えさせていただくということをごさいます。これを上げさせていただいているものでございまして、こちらのほうは議案第76号、議案第77号を併せてという形にはなりますが、議案第76号でまずは制限行為のほうに移らせていただくということで行っているものでございませ

○掛布委員　　そうすると、両方の条例改正、一部改正が公布になると、今審議している条例の一部改正そのものは、曼陀羅寺公園及び久昌寺跡公園の設置及び管理条例というふうで公布される、そういうことなんですか。

○都市計画課長　　はい。結果的にはそういう形になりますが、後ほどの議案第77号でも御説明する形にはなりますが、久昌寺公園のほうが今の条例のほうで抜かれて都市公園のほうに変わりますので、結果的に、一時的には久昌寺公園の条例として禁止行為から制限行為に移るものでございまして、すぐその後の議案第77号の上程のほうで曼陀羅寺公園のみの条例に改正するものでございませ

○掛布委員　　そうすると整理すると、曼陀羅寺公園というのは都市公園には含まれていない。今まで都市公園に含まれていなかった久昌寺公園を、今度から久昌寺跡公園ということで都市公園の条例の中に入れる、そういう意味ですか。

○都市計画課長　　はい、そのとおりでございます。

○委員長　　よろしかったでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時39分　　休　憩

午前9時39分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第77号 江南市都市公園条例の一部改正について**

- 委員長 続いて、議案第77号 江南市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 都市計画課長 続きまして、議案第77号について御説明させていただきますので、議案書の36ページをお願いいたします。

令和5年議案第77号 江南市都市公園条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、37ページには、江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

参考としまして、38ページから39ページにかけては、江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時40分 休 憩

午前9時40分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第78号 江南市災害派遣手当等に関する条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第78号 江南市災害派遣手当等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 防災安全課長兼防災センター所長 では、議案第78号 江南市災害派遣手当等に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

議案書の40ページをお願いいたします。

江南市災害派遣手当等に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、41ページをお願いいたします。

江南市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、42ページに新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。よろしくお願いをいたします。

- 委員長 質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時42分 休憩

午前9時42分 開議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第78号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

---

議案第79号 江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第79号 江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 では、御説明させていただきます。

議案書の43ページをお願いいたします。

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、44ページをお願いいたします。

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

参考としまして、45ページに新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑はありませんか。

○石原委員 議案質疑でもあったと思いますけれども、今回、名鉄が有料駐車を造ることだと思えますけれども、いつからこれは稼働するんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 名鉄からは12月22日をめどに今整備を進めていると聞いております。

○石原委員 12月22日と言えば、もうしばらくしたらやるわけですがけれども、どうして今回、12月の時点で議案として上がってきたのかと。私も地元の議員でございますので、非常に拙速感を感じるんですね。その理由がもしあれば教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 令和5年9月に名鉄から連絡があり、令和5年12月頃の営業開始を目指して駐車を整備すると伺い、民間事業者の駐車場において想定している必要台数が確保される見込みとなりましたの

で、市のこれまで一般質問等いろいろお答えさせていただいたとおり、方針どおりに市が管理している自転車等を廃止することとしたもので、年度内に廃止できると判断したため、議案を上程させていただきました。

○石原委員　　そういう説明だと思えますけれども、やっぱり市民からすると非常に急になるというふうになってしまいますので、要望になるかもしれませんが、日程をもうちょっと見直していただいて、廃止する箇所も見直していただきたいと思えます。

○委員長　　ほか、質問はございませんか。

○片山委員　　先ほどの話の中で急だという話もありましたけれども、これ、急なんですけど、例えばこの議会のほうで決まったとして、利用者への周知方法は、この間の議案質疑の中で看板とか、チラシとか、広報とか、メールという話もありましたけれども、2月末廃止ということであればもう時間がないんですけど、これって最短でいつ頃に皆さんに周知できる、いつ頃から周知できる予定なんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　議決後に承認されれば、先ほど周知の方法としましては、まず廃止となる自転車等駐車場へ案内看板の設置、利用者へのチラシの配布、広報「こうなん」、市ホームページ、あんしん・安全ねっと、LINEによりできるだけ早く周知してまいりたいと考えております。

○片山委員　　分かりました。

それでは、近隣の駅前の駐輪場の価格とか、名鉄のことに関してちょっとお聞きしたいと思うんですけども、ちなみに近隣の駅前、例えば犬山線沿い、ありますよね。江南駅、柏森駅、扶桑駅、岩倉駅も含めて、近隣の名鉄の駅前にある駐輪場の価格、これは別に名鉄協商だけじゃなくてもいいんですけども、こういった相場というのは大体幾らぐらいかというのは御存じですか。分かる範囲で教えていただきたいなと思えます。

○防災安全課長兼防災センター所長　　まず犬山市ですけれども、24時間で現金ですと130円で、交通IC、manaca等を使いますと支払いは100円ということです。犬山口も1日100円であります。あと岩倉市のほうが24時間で150円でございます。以上です。

○片山委員 恐らくその辺が指標になってくるであろうかなと思います。従来のな価格の相場というのは、極端に布袋駅だけが安いということはないと思うんで、相場がそれぐらいであるなというふうに思っています。

あと議案質疑の中でもありましたけれども、名鉄協商のオープン価格もありますというふうに聞いたんですけれども、このオープン価格、78円という話だったんですけど、これっていつまで続けられるかというのは、確認は取れていないんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 名鉄に確認しましたところ、当初は1か月ほどを予定しておったんですが、うちのほうになるべく期間を延ばしてほしいということで要望をかけております。その結果、まだ聞いておりませんが、聞き次第、またお伝えさせていただきたいと思っています。

○片山委員 ちょっと関連で、私も一般質問でさせていただいたんですけど、議案質疑のほうの中にも何件かあったと思うんですけれども、名鉄のほうに物価の高騰等いろいろあるんで、我々からの要望に応じて、当局側から学生なんかの学割等ができないかという、名鉄には要望しているというふうにおっしゃいましたよね。この回答はいつ頃来るのかという、例えば期限とかは決めてありますか。

○防災安全課長兼防災センター所長 学割等の要望はしておりますけれども、期限は決めておりませんので、まだ回答は来ておりません。

○片山委員 分かりました。

相手方のあることなんで、民間企業なんで、それは向こうの回答を待つしかないという気持ちは分かります。

今回、ちょっと数字の話をさせていただくと、布袋駅における自転車の利用台数の合計が、この前の長尾議員の議案質疑の表の中では、合計1,057台とのことでございました。現在、有料駐輪場の使用台数が332台で、名鉄協商の駐輪場が一応予定が700台ぐらいできますと1,032台となって、計算されたかのような数字になってしまっているんですけれども、これは名鉄協商が独自で調査されたのか、または市のほうから数字の話を名鉄のほうにもしているのか、そこを分かる範囲で結構です。

○防災安全課長兼防災センター所長 名鉄と協議する中で、今の利用状況と

いう話はこちらのほうからしたことがございます。そういったことを受けて、向こうが今回台数を確保したというふうに考えております。

○片山委員　あと2問だけ、ごめんなさいね。

関連で、名鉄協商は無料駐輪場の廃止が案で出ているということは知って見えるんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　先ほど学割等で提案した中で、当然伝えてはございます。

○片山委員　はい、分かりました。

もう一問言おうと思ったんですけど、取りあえずここまで結構です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　駐輪場の台数とか、放置自転車が生じるんじゃないかとかという以前に、先ほど、最初に石原委員からも唐突感が否めないということをおっしゃいました。私たちも最初全廃という案を出すぞということをして11月の初めに全員協議会に諮られてお聞きして、これはちょっと大変なことで、実際の利用者の方々は御存じなのかなあとあって、3日間、朝、駐輪場周りで利用者の方にアンケートつきのビラを配布させていただいたことはもう承知していただいていると思うんですけども、その中で、実際に手渡しする中で分かったのは、ほとんど誰もこの計画を御存じなかったということなんです。大体450枚ぐらいまきましたけれども、本当に皆さん、えーっという感じで驚かれておりました。

なぜこんな大事なというか、とても大きな影響が及ぶような無料駐輪場をなくしてしまうということ、実際に毎日毎日ずうっと使っている利用者の方々に何も知らせないで、計画では議会で議決して決まった後で案内看板で周知をするという。それはちょっと市のやり方としておかしいんじゃないかというのが、まず1番の私の引っかかりです。

議案質疑等の中で、なぜ市民参加条例に基づくパブリックコメントをやらないうで提案しているのかという質疑の回答で、たしか一部の人の関係だから大きな影響はないと思ったと、そういう答弁だったんですけども、本当にそれでいいのかなと。

市民参加条例、パブリックコメントを取らなければいけないという、その

条例のさらに上にあるのはまちづくり基本条例ですよ。江南市のまちづくりの憲法という、一番最上位に位置している市民自治によるまちづくり基本条例です。もう当然御存じで、それに基づいて市政というのはやっていかなければいけないし、それに反することは完全にアウト、もう最初からアウトなんでやっちゃいけないことだと思うんです。

私も昨晚、これは平成23年3月に可決しているわけなんですけれども、改めて条例をだあーっと読んでみましたら、その8条の中に、市民は自らまちづくりを行う権利を有するとともに、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自らの意思を表明する権利を有しますというふうに書いてあるんですね。

だから、決まった後で教えてもらうというそんなんじゃ駄目です。政策の形成過程、政策をつくり上げていく前段階から、きちんと市民には意見表明する権利を保障しないといけないというのが江南市のまちづくりの憲法、基本条例なんですよ。だから、これに反する進め方だと私は思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　2問、問合せがあって、一番最初の問合せというのは、市民の周知をまず決定される前にするべきじゃないかという質問だと思いますが、それにつきましては、本定例会で条例や予算を上程し、これが認められないことには市民の皆様には説明することは尚早だと判断をしたからでございますというのが一つの理由です。決まってからでないとお伝えできないということで、これから決まったらお伝えさせていただこうと考えておりますというのが1点目です。

○都市整備部長兼危機管理監　　委員が言われる市民参加条例の内容は分かりますけれども、もともとはやはり放置自転車の防止ということで始めたものでありまして、そうしたことから考えると、いわゆる民間駐輪場で必要とする台数が賄えれば廃止を検討するということは、以前からずっと申し上げていたことでありまして、そういったことを考えると、確かに使われている方にとっては、どうしても止めるに当たって有料になるかもしれませんが、やはり全体的な数、いわゆる95%の方は利用しないわけでありまして、そうしたことを考えますと、やはり受益者負担というのが、多くの市民の方にと

れだけ理解されるかというのはちょっと疑問に思うところであります。

今後、江南駅周辺を考えるとときには、やはりパブリックコメントよりもアンケートを取って広く一般の方々の意見を聞きたいと、そういうふうを考えております。

- 掛布委員　　ちょっとそれはあまりにもひどい、行政だけの一方的な論理で、やはり政策をつくっていく過程で市民一人一人がそれに参加をして、意見表明をしていくことをきちんと保障する。その中で市民協働の市政に対する信頼も得られ、本当の意味の市民参加のまちをつくっていくんだ。そこには、参加と協働、情報共有と書いてあるんですけど、まず情報共有の面からも、市民参加を政策形成過程の意見表明を認めずに進めていいということで市が進めていけば、全くこのまちづくり基本条例に反することをやっていくことになってしまって、これが前例になったらもう何でもいいやと。とにかく議会が議決してくれさえすれば、後でお知らせしていけばいいんだということになったら、本当に市民が市政に参加するという意欲もなくなっていくし、市政に対する信頼もなくなっていくと思います。

議案質疑なので意見ばかり言っているはいけないのでお聞きしますけれども、放置自転車をつくらないというのが、これまでずっと江南市がやってきた対策であって、そのために無料駐輪場を江南駅前も布袋駅前もたくさん市が造っていただいていると思います。

ちょっと教えてほしいんですけども、放置自転車の放置禁止区域というのは、議案質疑の中で長尾議員が指摘されておりましたが、江南駅の周辺は放置自転車の禁止区域の設定がされていて、ホームページでも周知されておりますけれども、布袋駅の駅前周辺は、その禁止区域じゃないというのは本当でしょうか。

- 防災安全課長兼防災センター所長　　はい、そのとおりです。

- 掛布委員　　そうすると、今、放置自転車の防止に関する条例というのがありますよね。それに基づいて放置禁止区域に指定したところの放置自転車の取締りと、そうじゃない、指定がないところにほったらかしにされた自転車の取締りというのは、取締り方法の手順が違うと思うんですけども、どう違うかちょっと説明していただいただけませんかね。



○防災安全課長兼防災センター所長　簡単に申し上げますと、禁止区域内の放置自転車につきましては、発見次第、少しの時間を見てすぐ撤去いたします。禁止区域以外につきましては、放置自転車があった場合には、警告札を貼って、7日後にまだ置いてあればそれを撤去いたします。その違いです。

○掛布委員　そうすると、撤去するとか警告札を貼りに行くというのは、今、どういう方がやっていたらいいのでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　防災安全課の会計年度任用職員が行っております。

○掛布委員　そうすると、今、放置自転車の禁止区域をつくったり、放置自転車について協議をする協議会というか、審議会がございますよね。条例に基づいて放置自転車対策について協議したり、放置禁止区域にするかどうかとか、ほかに問題が起きていないかとか、その協議会というのは、調べたんですけど、議員も参加することになっている審議会なんですけど、全く行われていないですよ。議会選出の議員も選んでいないということは、今放置自転車問題というのは、江南市に存在していないということですよ、事実上。

○防災安全課長兼防災センター所長　布袋駅周辺では僅かに放置自転車等がありますけれども、そんなに大きな問題にはなっておりませんので、そういった委員会を設けて禁止区域にするというのは、これまでそれをする必要がなかったということで設定をしていないという状況であります。

ただ、今後については、市営の無料駐輪場がなくなって放置自転車等が当然増える状況が見受けられれば、そういった手順に戻って、禁止区域に設定することは考えております。

○掛布委員　きちんと市が、放置自転車を防止するために無料駐輪場をちゃんと造ってきたので無用な混乱もなく、放置自転車もほとんどなく、本当に円満にというか、順調にこれまで駅前というのはきれいに整ってきているわけですね。特に布袋のほうは、ほとんど放置自転車がない状態です。

ところが今回、無料駐輪場のうちの3か所をなくして、1か所の一番駐輪台数が少ない、百台ちょっとしか止めていないところだけ残して、今916台、長尾議員の質疑の中で聞いていたら、無料駐輪場に止められているうちの93

台止めてあるところは存続する案で、823台分止めてある無料駐輪場をなくすという提案なんですけど、そうすると、823台分が全部名鉄の有料駐輪場に入ってくれるかという。もちろん残る1か所に集中するということもありますけれども、どう考えても布袋駅前に放置自転車があふれるということは当然考えられますし、今答弁の中で、今後禁止区域を設けて取締りをやっていかなきゃいけないかもしれないと、そういう答弁があること自体、もう放置自転車が今回のこの条例によって出てくるということを半ば認めておられるんじゃないですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　そもそも無料駐輪場を設置した理由は、放置対策として設置したわけでありまして、当時は民間駐輪場というのが少なかったというのが原因であったと思います。今回、民間事業者によって必要とする台数は確保できるものですから、放置自転車はないと考えておりますけれども、ただ、今回、なくすということで戸惑う利用者の方も見えますので、そういった中で、私どもも啓発に努めて、放置自転車のないようにしていきたいというふうには考えています。

○掛布委員　放置自転車はどう考えても829台無料からあふれるのが、名鉄の700台分の有料になるのに移行できるはずがないので、長尾議員も議案質疑でおっしゃっていたように、布袋駅前に勝手に置いていってしまう自転車があふれ返ることになるんじゃないか。

ところはそこが放置禁止区域じゃないので、7日間禁止札を貼り続けて、今日も貼った、またあしたも貼った、その次も貼った、7日間貼り続けて、それからしかやっと撤去できないというような、そういったたちごっこを会計年度任用職員に大変な御苦勞をかけ、駅前も景観はよろしくないし、混乱するし、余分な手間が生じると思うので、やはりこれは余分な手間と費用をかけるぐらいだったら、今の安定した状況が保てるようにしっかり無料駐輪場の必要台数はきちんと、名鉄に関わらず確保するということが最優先にされて、議案というのをちょっと見直していく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、これで終わります、一旦、また後で。

○委員長　ほか、質問はございませんか。

○須賀委員　皆さん、非常に厳しい御意見がいろいろ出ておりますけれども、

私は全員協議会の際に全廃するというようなお話を聞いて、これはやはりちょっといきなりこれはないなあというのは確かに思いました。

でも、その後、当局のほうで十分に御検討されて見直していただいた結果、一番最も不便な一番遠いところを1か所残していただいた。そういう案が出てきたということで、無料駐輪場というのは、やっぱり民間との競合がありますので、できるだけ遠いところとか、不便なところに置いてバランスを取るというんですか、そういうのが必要だと思います。

あと、ちょっとお伺いしたいのは、前、今回廃止しようとしておる布袋駅西の一時自転車等駐車場のところなんですけど、ここは昔、民間の駐輪場が開設されたんですけど、結局なかなかはやらなくてやめちゃって、その後市が借りたというふうに思っておるんですけど、今回、逆に名鉄が700台ぐらいのやつを造って駐輪場を運営するというので、廃止する台数は全部で3か所で692台ということで、本当にうまい具合にバランスを取ってやってみえると思うんですけど。

あとちょっと聞きたいのは、今回、一生懸命防災安全課の方が努力していただいて、料金を近隣市町より若干安い金額に設定していただいたというふうに聞き及んでおるんですが、その辺、どういうふうでしたかちょっと教えていただきたいんですが。

何か要望を出されたということだね。料金についての要望をかねてから出してみえた。料金を安くしてくれということで、市民の方に、提供する場合に。

○都市整備部長兼危機管理監　　これまで名鉄の開発とは、やはり無料だったのがいきなり有料ということになりますので、やはりその辺り価格を抑えてほしいという話は要望させていただきました。

そうしたところ、現金での支払いについては120円ですが、m a n a c a を使って90円ということでもあります。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　　今のちょっと須賀委員の議案質疑の続きのようなんですけれども、オープニングセールで1か月ほどは78円ということなんですけれども、市から要望されてもうちょっと長い期間ということなんですけれども、この

ように料金というのは簡単に機械の設定をなぶることで変えていける、そういう仕組みの名鉄の駐輪場ということなんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　市としては、ただ要望を出させていただいて、名鉄のほうがそれを酌み取っていただいて金額を設定していただいたというところがございますので、名鉄がどのように変更ができるかどうかというのは、ちょっと私のほうでは分かりませんので、よろしく申し上げます。

○掛布委員　1か月間でオープニングセールが終わるという当初の予定ということは、いつでも料金というのは簡単に換えられる、そういうものなんだなあというのを改めて思いましたので、それは市の責任ではありませんけれども、市の職員の方々も無料の駐輪場をなくしていくというのは、非常に心が苦しい、痛いお仕事の提案になっていると思うんですけれども、本来でしたら、安くしてくれという前にただで高架下を、利用者は名鉄を利用して通勤されている全員が名鉄電車の利用者様ですので、お客様サービスの一環で無料で、ずうっと無料とは言わないにしても、例えば1年、2年は無料で開放したらどうかと。それをすれば名鉄の株もぐんと上がって……。

〔「株はどうか」と呼ぶ者あり〕

○掛布委員　株じゃなくて名鉄の評価も……。名鉄の運賃も3月からまた上がるそうですけれども、そんな中で駐輪場を無料で開放するというのをぜひやってもらえないかという、そんな要望はされたんでしょうか、されてないんでしょうか。

○都市整備部長兼危機管理監　やはり名鉄の駐輪場は一台一台整理して、いわゆる入れやすく出やすく、盗難もなく防犯上も努めていくということですので、そこにはやはりそれなりのコストがかかるわけでありまして、継続するためには、それなりの経費に見合う分だけのお金は必要だと思いますので、その辺りは特に要望はしておりません。

○掛布委員　ちょっと別の観点からお聞きしますけれども、残していただく一番遠い、一番不便な尾北高校南側の布袋駅北一時自転車等駐車場ですけれども、大体駐車可能台数が200台ぐらいという話で、現実100台未満しか止まっていない。ところが、三輪議員も議案質疑させていただきまして、私もそ

この前に、朝ちょうど利用者が集中する時間に立っていた経験がありますけれども、本当に危ないですね。通過自動車が朝、通り抜けに使っていますので、本当に何でこんなに自転車、歩行者がいっぱい集中して歩いている、通っているときに通り抜けるのかというぐらい、どんどんと通り抜けの自動車が通行していきます。そこに布袋中学校、尾北高等学校の生徒が徒歩と自転車で行き交っています。

そこにまた駐輪場に止めようという方々も、すごいスピードで自転車をびゅーっと駐輪場に目がけて走ってきて、すごい勢いで駐輪してぱぱっと駅まで駆けていかれます。朝の一刻も争うような時間、電車で遅れるということで、駆けてこられる駐輪場の前の雑踏を実際に私も目にしましたので、ここだけ1か所を残すというのは本当に危ないことだし、残すならもっと別のところを残すべきだと思うんですけれども、議案質疑の中で、もしそうなったら危ないのでというか、警察と協力をして注意喚起の対策を取ると言われました。そう対策を取ると答弁されていること自体が、ここを残したら危ないなあということを認められているということであって、ちょっと残す場所を変えることが必要なんじゃないでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　布袋駅北一時自転車等駐車場は一番駅から遠いということで、西側の2か所の方がそこへ来るというのは、少し遠くなるということで多分避けられる方も見えるかと思っております。

ほかの場所を仮に残すとなると、そこに集中することのほうが、まだ混雑が予想されますので、一番混雑が少ないとした場所がこの布袋駅北一時自転車等駐車場だと考えて残したという経緯がございます。

○委員長　よろしいですか。

○掛布委員　よくないけど。

○委員長　よくないそうですが、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長　岡地議員からの本件に関して委員外議員としての発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議がないようですので、委員外議員として発言を許します。

○岡地議員 質問の機会をいただきましてありがとうございます。

12月22日の稼働ということで明確なお話がありましたけれども、この件を名鉄からいつ頃この話があったのか教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 11月30日と記憶しております。

○岡地議員 11月30日で間違いはないですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 メールで回答をいただいておりますので、その日付が11月30日でございます。

○岡地議員 それではこの事業、そもそもになりますけれども、これはいつ有料の駐輪場をオープンするということが計画されたのか教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 本格的に決定したのは9月のときにお伺いしております。ただ、計画すること自体は、もう数年前からは聞いております。

○岡地議員 数年前からこの提案があったということで、ロードマップをしっかりと書いていただければ、こんな拙速な名鉄から11月30日にこのお話をいただいて、12月22日に強行的にオープンするということにはなかったと思うんですけれども、この点はなぜでしょうか。ロードマップはなかったんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長 名鉄とは何度か協議をしてございまして、うちのほうからは、いつ駐輪場を造るのかと、再三向こうのほうには返事をしていただくよう要望はしておりましたけれども、なかなか向こうの意思決定がなされないという事情がございまして、なされたら連絡をいただくということで話を進めておりましたので、それが本格的に決まったのが9月というふうにお聞きしております。

○岡地議員 企業を優先されるような形に見受けられるんですけれども、市民に対しての協議というのはなぜ持たれなかったんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長 議会の中では市の方針については何度も答弁のほうはさせていただいておりますけれども、市民のほうにつきましては、やはり決定してからじゃないと知らせられないというところで考えて

おりましたので、示していないというところであります。

○岡地議員　　であるならば、せめて有料から無料になるわけですから、これ、私でしたら、市民の懐といいますか、経済的なことも考えながら、市民目線で少し猶予を持ったオープンにするにはどうしたらいいか、これを考えるんですけれども、そういったお考えはなかったんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　少し反省する部分もございまして、利用者の方からすれば、名鉄の高架下駐輪場が現時点で利用開始されていない状況の中で、市営の自転車等駐車を廃止することについて、時期尚早な部分があったと今反省をしているところではございます。

ただ、今後議決された内容につきましては、速やかに市民に周知してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○委員長　　委員外議員からの発言の申出がございました。

長尾議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議がないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○長尾議員　　ありがとうございます。

すみません、議案質疑でやっておけばよかったんですが、今、掛布委員から話があった条例ですね。放置自転車の対策に対する話の条例とともに、江南市自転車等駐車の設置及び管理に関する条例というのがありまして、その中に、江南駅、布袋駅周辺の無料駐輪場の場所が一覧にあるんですけれども、今回、実は残そうとする布袋駅北一時自転車等駐車場ですね。この条例上に載っていないんですよね。

だから、ここを残すと今答弁で言われていましたけど、条例にそもそも設置する場所がないんですよね。ということは、知らない間に工事はしないから予算は立たないんだけど、いつ何時すばんとこの駐輪場をやめますと言われても、そもそも設置する条例に載っていないんだからやめられちゃいます

と言う市の権利があるわけですよ、実は、よくとよく見ると。これというのはひどくないですか。

要は何でそもそも一時駐輪場を造ったときに、これはたしか令和4年にここを造るといって設置予算を補正予算で出ていて、そのときの理由は、ほかの場所がなくなるから、その地権者から返してほしいというのがあって、ここに引っ越しますという形で造ったはずなんですよね。そのときはこの条例に追加はなかったわけですよ、一時だからということですね。でも、今回一時を残すと言っていて、といたら、さっき言ったように条例にないからやめられちゃうわけですよ。だから、残すというのも恒久的に条例上で残するという決まりになっておるわけじゃなくて、本当に一時ですよ、あくまでも。

となると、あまりよくないと思うんですけど、そもそも最初に聞きたい話は、何で条例にこの一時が載っていないのかという話です。そこを教えてください。

- 防災安全課長兼防災センター所長 布袋駅北一時自転車等駐車場につきましては、放置車両対策が急遽必要になったときに設置されたもので、暫定的なものとして考えて設置しておりますので、よろしくお願いたします。
- 長尾議員 その暫定的なものを今恒久的に残すということを言われているんですよ。だから、だったらこのタイミングでも載せるべきではないでしょうか。
- 都市整備部長兼危機管理監 今回、東側の布袋駅北一時自転車等駐車場を残すということを決めましたけれども、こちらについても、ずうっと存続させるというふうにはちょっと考えていないもんですから、暫定的にこちらを存続させるというものでございます。いわゆる民間駐輪場への移行だとか、その辺を見て、またその辺りは議会とも相談しながら決めていきたいと思っています。
- 長尾議員 今、部長、暫定的にと言われましたけど、暫定的な期間はいつまでとかを考えているんでしょうか。
- 都市整備部長兼危機管理監 その辺りは布袋駅周辺の全体の駐輪場の状況を見まして、議会とも相談しながら決めていきたいと思っています。
- 長尾議員 それであつたら、この条例の意味は何ですか。だって、暫定だ



ったら、全部暫定と言っておけば条例をつくらなくたっていいじゃないですか。これがつくられているというのは、市として駐輪場を確保するということがあるんで、暫定だろうが、1か月だろうが載せて、なくなった時点でなくすような条例改正をすべきじゃないんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　今回の布袋駅北一時自転車等駐車場は、当初は、市としては駐輪場等は全て廃止というふうで方針を決めておりましたけれども、11月の全員協議会の中で様々な意見をお伺いしまして、また、近年の物価高騰等の生活が苦しい方々も見えるという中で1つ残したということで、あくまでもこれは、全てを廃止するに向けての暫定的な駐輪場として設置しておりますので、よろしく願いいたします。

○長尾議員　だから、何度も言うように暫定的というのが、期間が決まっている暫定ならいいですよ。1年後に廃止するから、だからここに載せずにやるというなら分かるんですけど、いつになるか分からないというものを、期間も区切らずに、暫定というのを条例に載せずに運用し続けるのはいかがなものかと。条例違反じゃないのというのも含めて思っているわけで、ここで残すというのであれば、ここで条例に載せるべきじゃないですかという質問をしているんですけど、いかがでしょうか。

○委員長　ちょっと意見が行ったり来たりしていますので、暫時休憩を取ります。

午前10時30分　休　憩

午前10時33分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○防災安全課長兼防災センター所長　すみません。布袋駅北一時自転車等駐車場につきましては、適切な時期に適切に判断するというふうで廃止をするということで今まで答弁しておりますけれども、一応残すというのは借地契約の関係もありますので、今考えているのは約1年を考えてございます。その1年後の次の更新をするかしないかというときには、そのときの利用状況等を見て判断させてもらいます。その結果についても、当然議会等にもお伝えさせていただこうと思っております。そのときに、なかなかこれは廃止するのは難しいと仮になった場合には、条例の制定も考えて検討していきたい

というふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　牧野議員から本件に関して委員外議員としての発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○牧野議員　じゃあ、取下げで大丈夫です。

○委員長　牧野議員より取下げがございましたので、引き続き質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○片山委員　この議案に対しての修正案を提出したいと思います。

○委員長　暫時休憩いたします。

午前10時35分　休　憩

午前10時37分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、片山委員より原案に対し、修正案が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

なお、ただいま提出されました修正案につきましては、議案第79号と合わせて議題といたします。

片山委員より修正案についての説明をお願いいたします。

○片山委員　皆様、大変お疲れのところ申し訳ございません。修正案に関して、これから説明のほうをさせていただきます。

皆様、お手元のほうにこの修正案が届いて見えるかと思います。これは議案第79号、江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）に対する修正案でございます。

ページをめくっていただきまして、下にページ数が入っていると思うんですけど、2ページ目を御覧ください。

議案第79号、江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の一部を次のように修正いたします。

改正規定中の条例（案）の「及び布袋駅西自転車等駐車場の項」というこの部分を削ります。「及び布袋駅西自転車等駐車場の項」という部分を削らせていただきます。

それを次、ページをめくっていただきまして、3ページには、この修正案の内容を対照表にて見ていただけます。参考に御覧ください。

右側の原案の真ん中辺りを見ていただくと、下線が引いてある部分、先ほど説明した「及び布袋駅西自転車等駐車場の項」という部分を削除いたします。

以上が今回提出した修正案の説明になりますが、分かりやすく言えば、この布袋ふれあい会館の横の布袋駅西自転車等駐車場を今回廃止する箇所から除くという内容でございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○委員長　　以上で修正案についての説明を終わります。

これより質疑に入りたいんですが、ちょうど時間になりましたので、休憩を取らせていただきます。時間は55分から再開させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

午前10時39分　　休　憩

午前10時52分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま片山委員のほうから修正案が提出されましたが、これについての質疑より始めたいと思います。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○石原委員　　今の片山委員について質問が2つありますので、お願いします。

布袋駅のふれあい会館の横には2か所あると思いますが、そのうち条例にない布袋駅西一時自転車等駐車場については、条例に明記はないんですけれども、自転車等駐輪場となる上では、どのようにそれは考えているのかということと、今回、議案第87号の一般会計補正予算の中に、これの撤去

に対する予算が219万6,000円ございますけれども、その対応はどう考えているのかと、この2つについて教えてください。

○片山委員 その件に関してお答えいたします。

先ほどの布袋駅西一時自転車等駐車場に関しては、確かに条例に明記がないので、今回の修正案には入ってございません。ただ、今回の条例の中では、布袋自転車等駐車場が廃止となれば、これは南の布袋下山町にある駐車場なんですけど、ここが廃止となれば、先般のデータからいくと約500台が行き場を失うということになります。そこから有料駐輪場に行く方も見えれば、やはり無料を探される方も見えるということで、そういうことを考えると、布袋駅西一時自転車等駐車場も必ず必要となってきます。

今回の修正案が可決となれば、この布袋駅西自転車等駐車場は残ることとなるため、先ほどの理由から、布袋駅西一時自転車等駐車場も残すように市のほうに要望していきたいと思っております。なかなか一時がつくかつかないかで非常に分かりづらいかもしれないですけども。

もう一つの質問ですね。

この後に出てくる補正予算のほうに、この自転車等駐車場の撤去工事費が計上されております。この補正予算に関しては、まだこの修正案が通ればの話ですけど、廃止をしないことに伴う撤去工事費の減額分を積算することが困難、通常金額を面積で案分するというわけにいかないんで再見積りを取らなくちゃいけないということで、この減額分を積算することが非常に困難なため、今回補正予算に対する対応は考えておりません。当局には3月の定例会において減額補正をするように要望したいと思っております。以上です。

○委員長 ほかに質問はございませんか。

○須賀委員 それでは、片山委員に質問いたします。

今回、当局が廃止しようとしておる駐車場を残すということの案でございますが、ここの土地は借地でありますので、片山委員は地主と交渉されて来期以降も借入れができるということの担保はございますでしょうか。

○片山委員 直接私がここはどなたが所有されているかというのは、個人情報なので知る由はございません。ですから、私は交渉はできておりません。

ただ、今回の議案第79号に関しましては、議案がまだ通っているわけでは

なく、当局側に関しても、もちろん地主のほうに廃止するという決定的なお話はしてないはずでございます。ですから、先ほど須賀委員が心配されているように、もしこの地主が返してくれといたらどうするんだという話ですか。それはあり得るかもしれないです。

ただ、今の段階では地主の意思を聞いてはおりませんし、地主のほうに当局側からも廃止するのが決定したということも伝えているわけではないと思いますので、今の段階では何とも言えないですけれども、1年契約ということですかね、これは。もし地主が返してくれという話であれば、さすがにそれは地主の意見は絶対なものですから、それを優先するしかないとは思いますが。

その場合は、例えば布袋自転車等駐車場がもし逆に地主との交渉で借りられるという話があれば、本意ではないですけど、こちらのほうを残すという代替案も、そのときに考えるしかないかなあと私は思っております。以上です。

- 須賀委員　これは当局側も廃止を前提に議案を出してきていますから、基本、今後更新が難しいんじゃないかなあというふうに私は思ったんですけども、もし借りられないということの結論になったときには、また改めてですか。そういった条例を当局から出されてもやむを得ないということですね。
- 片山委員　あくまでも地主の意見が絶対ですよ、当たり前ですけど。地主の貸せないというところを借り続けるわけにはいかないと思いますので、これは別に今回の条例に限らず、いろんなどころであることだと思います。市が借りている場所があるようであれば、何か所か借りているはずなんで、そこと同じ対応の仕方になるかと思えますけれども、そのときにやっぱり考えるしかないのかなあと思えます。今回の条例に関しては、地主が貸してくれる前提での条例の修正案となっておりますので、よろしくお願ひします。
- 須賀委員　今現状、布袋西自転車等駐車場と布袋西一時自転車等駐車場については、ほぼ100%に近い駐輪がされております。実際、一番駅に近かった布袋自転車等駐車場を一番大きいところですけど、これを廃止しますので、要は全ての今までのあそこに置いていた人が、残す西側の布袋西自転車等の駐輪場へ殺到するケースが十分に想定され、非常に違法駐輪等のことが発生

するおそれが十分に考えられますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○片山委員 須賀委員がおっしゃるとおりに、要望としてはもちろん自転車を止められている方は、全て残したいのがやまやまだとは思いますが、今回布袋自転車等駐車場、こちらの部分を廃止のほうで仕方がないかなとは思っておるのは、私も地元でございまして、周りの状況は非常に分かっております。それで、名鉄が造られる場所も何度も見させていただいて、この布袋自転車等駐車場というのは、本当に名鉄の自転車等駐車場の入り口から程近いというか目の前なんですね。さすがにこれは民を圧迫と言えば圧迫になってしまう。恐らくここを残すと名鉄のほうはなかなか入りづらいのかなというのが想像されますので、ここを廃止せざるを得ないのかなとは私は断念して思っておりましたので、この布袋駅西自転車等駐車場のほうを残すという形になりました。

それで、放置自転車の話というのは、必ず大丈夫とは私も言い切ることはできません、それは分からないんで。私の皆様からいろんなデータというか、お話を聞かせていただいた中で、25%から30%の方は、有料ができれば駅に近いんで止めたいという、屋根がついていて安心だから止めたいという方が非常に見えるんで、ある程度の方は止められるなという計算はしております。あとは布袋自転車等駐車場の方も北まで止めに来るのかどうか。全員が止めに来るわけではないと思いますので、細かい計算をさすがにできないんですけども、これは様子を見させていただくしかないのかなと思っております。

ここに関しては名鉄が出来上がりました、廃止しましたという状況の中で、様子を見る期間というか、検証をする期間というのは必要だと思いますので、この期間中に検討をしていこうと。今からそれは放置自転車が必ず出るから、じゃあその対策をとというのも必要かもしれないんですけども、私は地元の間人代表でございまして、放置自転車というか、道路に自転車を止めるような方は私の地元ではないと思っておりますので、これは私の見解で申し訳ないんですけども、実際検証するしかないということでございます。

○須賀委員 片山委員はかねてから有料化に賛成という立場でやってみえたと思うんですけども、今回、あまりにも唐突な提出議案でございまして、

ある程度様子を見るというようなことで、しばらく今回暫定的に駐輪場を残したいというような話をされてみえたと思いますが、どの程度の期間、どのような形で残していくというようなことを想定して出してみえるのか、お尋ねいたします。

- 片山委員　その期間に関しましては、地主との1年契約という区切りがありますので、もちろんこの区切りを見ながら計算はしていかなくちやいけないでしょうけれども、まず先ほども何度も言っていますけれども、名鉄ができて、布袋自転車等駐車場のほうが廃止になりましたという段階で、状況を見ていきながらというのが一番市民目線の考え方だと私は思っておりますので、二、三か月の状況を見て、その上での検討になると思います。

今の現状、その状況を見ないと、あと検証しないと、例えばその翌年にどうするかというのは決められないと思いますので、必ず検証というのは必要だと思いますので、今の段階ではまだ分からないという形しか言えないです。

それともう一つ、ごめんなさい。

私、かねてから賛成の立場、賛成賛成とずうっと言っていたわけでも何でもなくて、私が言っていたのは、例えば民間の駐輪場が一定数というか、網羅できるだけの数が出来上がれば、それに対抗して近くで無料のやつを永続的に存続することはもう無理だろうなと思っていますので、そういった考え方は賛成はしておりますけれども、有料を造れ造れという言い方はした覚えはございませんので、そこだけはよろしくお願いします。以上です。

- 須賀委員　ありがとうございます。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午前11時05分　休　憩

午前11時07分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

まず片山委員から提出されました修正案を挙手により採決いたします。

本修正案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。修正案は可決されました。  
続いて、修正部分を除く原案について採決します。  
暫時休憩いたします。

午前11時07分 休 憩

午前11時07分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
修正部分を除く原案を採決いたします。  
修正部分を除く原案を可決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、修正部分を除く原案は可決されました。

---

**議案第87号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）**

**第1条 歳入歳出予算の補正のうち**

**経済環境部**

**都市整備部**

**水道部**

**の所管に属する歳出**

**第3条 繰越明許費の補正**

- 委員長 続いて、議案第87号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳出、第3条 繰越明許費の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いたします。

最初に、都市整備部防災安全課について審査をいたします。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

- 防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。



歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の138、139ページをお願いいたします。

上段、2款1項9目防災安全費で、説明欄の人件費等で215万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、その下、災害時対応事業で1万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、議案書の140、141ページをお願いいたします。

最上段、説明欄の防災行政無線整備等事業で792万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、124ページ中段に第3表 繰越明許費補正を掲げております。また、補正予算説明資料10ページに防災行政無線改修事業について掲げておりますので、よろしくをお願いいたします。

次にその下、交通安全対策事業で12万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次にその下、放置自転車対策事業で212万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料11ページに位置図を掲げておりますので、よろしくをお願いいたします。

最後にその下、防犯対策事業で45万円の増額補正をお願いするものでございます。

補足して説明することはございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません。防災行政無線の改修の調査委託、実施設計の委託についてお尋ねしますが、行政のほうでいろいろ専門的な難しい最新の何が一番ぴったりいくかというのを選定するのが難しいということで、実施設計までやってもらうコンサルを選定していくということになると思うんですけども、どういうシステムを選ぶかが難しいとの同時に、コンサルをどうやって選ぶのかということも、とても難しいんじゃないかなと素人考えで思うんですけども、コンサルタンの選定はどのような方法でやられるんでし

ようか。

○防災安全課長兼防災センター所長      コンサルの選定につきましては、この防災行政無線を熟知したコンサルがございますので、そういった業者を選定して入札するかと思います。

○掛布委員      価格提示だけで選んでいくという、いわゆる普通の指名競争入札になるのでしょうか。それとも提案内容とかもしっかり吟味できるような入札方法になるのでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長      指名競争入札で価格のみの選定でございます。

○掛布委員      それで素人考えで大丈夫なのかなあという、価格だけで。結局選定されたコンサルタントが、この方式でいくよという提案を市のほうにきてきて、そうだねということで市としても専門的な知識が乏しい中で、それでも議会にも諮っていただけると思いますけれども、そうすると実施設計まで自動的に行っちゃうわけですので、どうなのでしょう。

非常に難しいですけれども、価格のほかにもいろんなそのコンサルが提案しているような前例とか、ほかの自治体の例とか、そういったものを見比べて確かなコンサルを価格だけじゃなく選定できるような、そういった入札はできないものなのでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長      まず防災行政無線を選定するのはコンサルではなくて、あくまで防災行政無線のそれぞれの特性の調査をお願いして、選定するのはあくまでも市で、それをまた議会にその辺を提案させていただきまして、御意見を伺って選定されていますので、業者が選定するものではございません。

こういう発注方法は他の自治体もやっております、工期が短く済むものですから、そういった専門の業者がいますので、そういった業者で今後進めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひします。

○委員長      ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長      すみません、私から。

○副委員長      じゃあ委員長が質疑されますので、委員長と交代します。

○大藪委員　　よろしく申し上げます。

この防災行政無線に関しては、昨今、ちょっと故障だとか不具合がたくさん起こっております。こういった内容も兼ね合わせて、防災行政無線、今の同報無線ですね。あの形でコンサルが入るんですか。その更新というか、それありきでいくんでしょうか。それともほかの方法も含めてこの調査が入るんでしょうか、教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長　　今の既存の行政無線、MCA無線、これはサービスが停止するという事で、機能が全部失いますので、改めてフラットな状態で今後選定していく予定でございます。

○大藪委員　　ということは、今のMCAを除いた防災行政無線が江南市の各地域に立っているスピーカーなどを介したものを使っていく、もしくはこれも使わないような新たな方法も考えるという視点でこれを理解したらよろしいでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　同報無線の形式はこれまでどおり、続けていきたいと考えています。ですので、今は各区にスピーカー等を配置していますが、それは活用していきたいと思えます。

ただ、スピーカーも高性能スピーカーというものがございまして、それを考慮しながらスピーカーに換えて市域全体の届くように、そういうふうな調査もして判断して進めていきたいと考えております。

○大藪委員　　実際に高性能スピーカーに換えられたところを何か所か私も視察へ行きましたが、やはりほぼ結果は変わらないと、あんまりというふうに多くの市町で私は聞き及んでおります。前からお話ししているんですけども、例えば防災ラジオですとか、それからコミュニティラジオですとか、そういう方向というのは、今回の調査の中にはないんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　まず高性能スピーカーにつきましては、私どもも視察もいろいろしました。ただ、地形というものが大きく影響するもので、江南市はどちらかというと山間部がないものですから、高性能スピーカーの機能が十分生かされるというふうにはメーカーのほうからは聞いております。

また、選定の中には幾つかありますが、FMについてもございまして、携

帯を使ったものもございますので、全てその特性を見た上で、江南市の事情に合った防災無線を選定していきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

○大藪委員　　そもそもなんですが、昨今の家庭事情を見ますともう家が防音になっていて、前回、ちょっと私もSNSを使いまして、この防災行政無線のテストが聞こえたかどうかということを確認したところ、多くの御家庭の中から、当日窓を閉め切っていたので全く聞こえませんでしたと。要するに聞こえないものを更新していく必要があるのかどうかということも含めて調査の対象を広げて、本当に市民の皆さん、要するにさっき言ったように、ちゃんと防音がされているような家でも聞こえるようなものを考えていただきたいという要望で私の質問は終わります。以上です。

○副委員長　　じゃあ、要望ですね。

それでは、議事を委員長と交代します。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査を行います。

当局からの補足説明がございましたらお願いいたします。

○土木課長　　土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の174ページ、175ページの上段をお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費でございます。

1目の道路管理費に767万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

175ページの説明欄をお願いいたします。

人件費等といたしまして770万1,000円の減額補正を、企画調整事業といたしまして2万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、議案書の176ページ、177ページの上段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。

1 目の道路橋りょう費に29万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

177ページの説明欄をお願いいたします。

道路維持管理事業といたしまして29万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて建築課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 それでは、建築課が所管する補正予算につきまして御説明いたします。

歳出について説明いたしますので、議案書の174ページ、175ページの中段をお願いいたします。

8款1項2目建築指導費に人件費等で747万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市計画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 都市計画課が所管する補正予算について御説明させていただきます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の178、179ページをお願いいたします。

上段の 8 款 4 項 1 目都市計画費の person 費等で 81 万 9,000 円の減額補正を、いこまい C A R 運行事業で 2 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、下段の 3 目公園緑地費の公園等維持管理事業で 1 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、全て person 費の補正でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市整備課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長 都市整備課所管の補正予算につきまして御説明させていただきます。

議案書の 178 ページ、179 ページをお願いいたします。

中段、8 款 4 項 2 目都市整備費は 1,796 万 2,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄、person 費等を御覧いただきますようお願いいたします。

補足して説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて経済環境部環境課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、環境課が所管する補正予算について御説明をさせていただきますので、議案書の 166、167 ページの下段をお願いいたします。

4 款 2 項 1 目清掃費の person 費等で 129 万 1,000 円を減額、その下、ごみ減量

対策・ごみ減量作戦「57運動」事業のごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業と、生ごみ処理機器設置費補助事業で78万5,000円を増額。

次に、168、169ページの最上段をお願いいたします。

分別ごみ収集運搬事業で1万6,000円を増額、その下、リサイクルステーション運営事業で3万8,000円を減額、その下、ふれあい収集事業で19万6,000円を減額、その下、江南丹羽環境管理組合関係事業で2,193万2,000円を減額、その下、尾張北部環境組合関係事業で170万3,000円を減額するものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　169ページにあります江南丹羽環境組合調整事業というところで2,193万2,000円の大きな減額ですけれども、備考欄に上段が令和4年度精算分の事業運営費負担金、その下は令和5年度の見込みとしての減額ということによろしいのでしょうか。

○環境課長　そのとおりでございまして、少しややこしいですけれども、上段のほうは仮で精算をしておいたものを年度単位で確定したということで精算が生じたもので、下段のほうについては繰越金が確定したことによる補正という形になります。

○掛布委員　本当にややこしくて、尾張北部のほうでしたら負担割合というのが40.201%といつも一定なんですけれども、江南丹羽のほうの掛けるパーセンテージが59.569だったり、59.671だったり、52.202だったりいろいろ揺れ動いているのは、江南丹羽の1市2町の中の江南市のごみ搬入量の割合がそれぞれ年度によって変わってくるために、こんな複雑な計算式になっていると、そういうふうには理解すればよろしいですか。

○環境課長　12か月分を一旦ごみ量として見るんですけれども、それが1月から12月までであったり、4月から3月までであったりというところの分かる段階で一旦暫定的に確定させて精算をしているという関係で、こういったいろんな数字が出てくるというふうな捉え方でいいかと思います。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

ありませんね。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて商工観光課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 それでは、商工観光課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の170、171ページをお願いいたします。

上段、5款1項1目労働費、説明欄、就業相談等運営事業費で1万1,000円の減額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、172、173ページをお願いいたします。

上段、7款1項1目商工費、説明欄、人件費等で622万6,000円の減額、その下、新型コロナウイルス感染症経済対策事業、江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業で4万3,000円の減額、その下、観光推進事業で2万9,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 それでは、農政課が所管します補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の170、171ページをお願いいたします。

中段、6款1項1目農業費、説明欄にございます人件費等で627万円の減額と、農地転用等審査事業で10万4,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。



○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　水道部下水道課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の176ページ、177ページの中段をお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。

1目の河川費に302万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

177ページの説明欄をお願いいたします。

人件費等といたしまして344万9,000円の増額補正を、企画調整事業といたしまして42万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、議案書の180ページ、181ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費でございます。

1目の下水道費に688万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

181ページの説明欄をお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として688万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほどの議案第92号 令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）で御説明させていただきます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休 憩

午前11時33分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第89号 令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）**

○委員長 続いて、議案第89号 令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長 議案書の211ページ、令和5年議案第89号 令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

212ページ、213ページに第1表 歳入歳出予算補正を、214ページ、215ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

216ページ、217ページ、歳入として3款1項1目一般会計繰出金からの繰入金でございます。

同じページの中段、歳出といたしまして1款1項1目総務管理費でございます。歳入歳出それぞれ13万4,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄、人件費等でございます。

218ページから219ページに給与費明細書を掲げております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時35分 休 憩

午前11時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第91号 令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）

○委員長 続きまして、議案第91号 令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の233ページをお願いいたします。

議案第91号 令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、233ページ、234ページに収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、235ページから247ページに補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び注記を掲げております。

248ページ、249ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項3目他会計負担金を掲げております。

収益的支出につきましては、1款1項1目原水及び浄水費から、252ペー

ジ、253ページ、2項2目消費税及び地方消費税を掲げております。

資本的支出につきましては、1款1項1目事務費を掲げております。

内容につきましては説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時37分 休 憩

午前11時37分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第92号 令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 続きまして、議案第92号 令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 議案第92号 令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明させていただきますので、議案書の255ページをお願いいたします。

補正予算といたしまして、255ページから256ページに収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正予定額、他会計からの補助金の補正予定

額、債務負担行為を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、258ページから271ページにかけてまして補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び注記を掲げております。

はねていただきまして、272ページ、273ページの補正予算の事項別明細書をお願いいたします。

収益的収入につきましては、上段の1款1項2目他会計負担金から、最下段の2項6目雑収益までを掲げております。

はねていただきまして、274ページ、275ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項4目総係費から、276ページ、277ページ最下段の6目減価償却費までを掲げております。

はねていただきまして、278ページ、279ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款3項1目他会計負担金を掲げております。

はねていただきまして、280ページ、281ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、上段の1款1項1目污水管きよ整備費から2目雨水施設整備費までを掲げております。

内容につきましては、281ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません、281ページの下のほうにあります管きよ布設事業の新たな債務負担行為ですけれども、これは北部污水1号幹線の令和5年度は、たしか予算のときは、実施測量設計委託で北部污水1号幹線だったと思うんですけれども、今回、債務負担行為を新たに組まれるというのは、要するに前倒しで令和6年度に予定していた実際の下水道整備、管渠の布設工事を令和5年度の途中からやっ払いこうと、そういう意味合いなんでしょうか。

下水道事業会計というのは、非常に財政的にも逼迫をしている印象があるわけなんですけれども、こういうふうに前倒しでやっ払いこうというのは大

丈夫なんでしょうか。積極的に前倒ししようとする意味合いの意図を教えてください。

- 水道部下水道課長 管きょ布設事業に係る債務負担行為を行う理由につきましては、令和6年度に整備を予定している北部污水1号幹線及び6号幹線の管渠布設工事について、施行延長が長く、推進工法も予定しておくことで全体の工程がおおむね1年を要することに加えまして、和田地区、般若地区を令和7年3月31日に供用開始するため、令和6年度内に工事を完了させる必要があることから、令和5年度中に工事の契約を締結し、令和6年度早期の現場着手を行うためでございます。

前倒しになるんですけれども、令和5年度の予算としましてはゼロ円でございます。なので、令和6年度で全事業費が上がっているという状況になります。

- 掛布委員 私はこれは北部污水1号幹線だけの工事かと思ったんですけど、6号幹線というと和田の工業団地からが一つと下りてくる幹線の一部ですよね。どの部分が推進工法になるんでしょうか。

- 水道部下水道課長 推進工法に当たるのは北部污水1号幹線でございます。6号幹線のほうは開削工事のほうになっております。

- 掛布委員 もう一点、その下の雨水貯留施設整備工事の、これも新たな債務負担行為ですけれども、これは古知野高等学校の校庭の貯留施設を、要するにこれも前倒しで早く、令和5年度はプールを撤去する予算だけではなかったかなあと、勘違いしていたらごめんなさい。ですけど、債務負担行為をやられるというのは、これもまた前倒しで、さらに早く早くというふうに進めていかれるということなんでしょうか。もうちょっと説明をしていただきたいと思えます。

- 水道部下水道課長 まず今年度の事業ですが、プール取壊し及び雨水貯留槽の本体工事になっております。

令和6年度、令和7年度に整備を予定しております古知野高等学校雨水貯留施設の流入管布設工事、要は古知野高校へ引き込む管を工事するんですけど、その工事完了までの工程が1年7か月程度を要することから、令和6年度早期に現場着手し、令和7年度の工事完了時期を早めることで、できる限

り早期に一部周辺地域の浸水被害の軽減を図ることができると考えております。そのため債務負担行為をお願いするものでございます。

○掛布委員　そうすると、やっぱりこれもさっきと同じように契約を令和5年度中にやって、いち早く令和6年度から工事をやっていくと、そういう意味でよろしいですね。

○水道部下水道課長　そのとおりでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時46分　休　憩

午前11時46分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第92号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、午前中の審議のほうは終わらせていただき、休憩を取らせていただきます。再開は13時10分ということでよろしくお願いいたします。以上です。

午前11時47分　休　憩

午後1時08分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

行政視察報告書について

○委員長 行政視察報告書ということで、次に、当委員会の行政視察報告についてを議題とします。

報告書につきましては、タブレット端末に配信しております。

去る10月18日及び19日に東京都港区のソフトバンク株式会社、群馬県富岡市を行政視察していただいた報告書について御協議をお願いいたします。

なお、あらかじめ所感については記載するとなっておりましたことから、既に記載してありますのでお願いいたします。

それでは、何か御意見等ございませんか。

意見もないようでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 意見もないようでありますので、このまま今定例会において提出いたしますので、よろしくをお願いいたします。

---

### 行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題といたします。

資料をタブレット端末に配信しておりますので御覧ください。

この件につきまして、事前に委員の皆様にご相談をしておりましたが、視察先と調整がつかしましたので、御報告させていただきます。

まず日程につきましては、令和6年1月23日火曜日及び2月1日木曜日の2日間であります。

視察先と調査内容につきましては、1月23日火曜日は、三重県明和町でデマンド型乗合タクシー「チョイソコめいひめ・m o b i」についてを、2月1日木曜日は、愛知県春日井市の勝川駅前通商店街振興組合で駅周辺のにぎわい創出についてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。それではよろしくをお願いいたします。

なお、詳細な資料については、1月上旬までには事務局から届けさせます



ので、視察当日にお持ちくださるようお願いいたします。

---

### 常任委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、内容等につきましては正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから、検討した結果を本日御報告させていただきます。

講師につきましては、一般社団法人スマートサプライビジョン特別講師の糸日谷美奈子氏。

研修テーマにつきましては、東日本大震災から学ぶ防災対策について。日程につきましては、令和6年1月19日金曜日午後1時30分から午後3時30分としたいと思います。また、今回は総務委員会との合同研修会としたいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

---

### 市民と議会との意見交換会について

○委員長　　次に、市民と議会との意見交換会についてを議題とします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、江南駅周辺の再開発について、地元の団体など行ってはどうかとの御意見をいただきました。その内容も踏まえ、正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから、検討した結果を本日御報告させていただきます。

日程につきましては、令和6年2月9日金曜日午前10時から午前11時30分。場所につきましては、江南市役所3階第2委員会室。意見交換をする団体に

つきましては、古知野、北野区長、古知野区まちづくり委員会、江南市商店街連合会をはじめとする商業に関する団体。テーマにつきましては、江南駅周辺の現状を踏まえた将来像についてとしたいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、そのように決定させていただきます。

なお、決定したテーマに対しての配付資料におきましては、正・副委員長で協議し決定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただきます。後日御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただき、改めてお知らせしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆様の御協力がありまして、滞りなく委員会のほうを終了させていただきました。どうもありがとうございました。

今年最後の委員会になりますが、ぜひ来年もまた皆さんでいい協議ができたらと思っております。どうも本日はありがとうございました。

以上で、建設産業委員会を閉会いたします。

午後 1 時14分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 大藪豊数

建設産業副委員長 須賀博昭